

平成 30 年  
6 月号

# 濱田会計事務所通信

平成 30 年 6 月 1 日発行 Vol.10

先月の「事務所からのお知らせ」でお伝えしておりましたが、5月1日～5月15日まで外科手術の為、入院しておりました。私事で御迷惑お掛けし、誠に申し訳ありませんでした。心配してお声掛け下さった方々、お見舞いに来て下さった方々に恵まれて、とても有難く感謝しております。（お蔭様で外科痕も回復しました）普段から意識はしていたものの、この度改めて「健康な身体は本当に大事！」だと痛感致しました。今後は「もっと早くお医者さんに診てもらっていただければ…」とならない様に、日頃より注意して健康診断等しっかりと受診していこうと思います。

## <税務/会計トピックス>

### 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し

平成 30 年度の税制改正により平成 32 年分の所得税から給与所得控除の額が一律で 10 万円引き下げられ、上限額が 195 万円まで引き下げられる事となりました。

給与所得控除とは『サラリーマンの必要経費』と言われるものです。例えばサラリーマン（給与所得者）であってもスーツや靴を購入したり資格取得の為に参考書を購入したりと給与収入を得る為に経費を支出する事があります。こういった経費を給与所得者各個人が、確定申告を行なうとなれば各個人の負担になり、又それを受理する行政側としても多大な負担が発生する事となります。そこで給与所得者に対しては、給与収入を得る為の必要経費として予め一定額の給与所得控除が認められています。

#### 給与所得控除の見直し

| 給与等の収入金額           | 給与所得控除額           |                   |
|--------------------|-------------------|-------------------|
|                    | 平成 31 年分まで        | 平成 32 年分以降        |
| 162.5 万円以下         | 65 万円             | 55 万円             |
| 162.5 万円超、180 万円以下 | 収入金額×40%          | 収入金額×40% - 10 万円  |
| 180 万円超、360 万円以下   | 収入金額×30% + 18 万円  | 収入金額×30% + 8 万円   |
| 360 万円超、660 万円以下   | 収入金額×20% + 54 万円  | 収入金額×20% + 44 万円  |
| 660 万円超、850 万円以下   | 収入金額×10% + 120 万円 | 収入金額×10% + 110 万円 |
| 850 万円超、1,000 万円以下 |                   | 195 万円（上限）        |
| 1,000 万円超          | 220 万円（上限）        |                   |

※子育てや介護に対して配慮する観点から、23 歳未満の扶養親族や特別障害者控除の対象となる扶養親族等がいる場合は、負担増とならないような調整制度が設けられています。

※この改定と同時に厚生年金など公的な年金を受給している人が受けられる公的年金等控除が一律 10 万円引き下げられます。

※平成 32 年分以降全員が受けられる基礎控除が、一律 10 万円引き上げられます。（現行 38 万円→平成 32 年分以降 48 万円）

従ってこの改正により、年金を受給しながら給料をもらっている人と、給与収入が 1,000 万円を超える人は、原則として負担が増える事となります。



<相続・贈与税のお話し>

## 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度とは、原則として60歳以上の父母又は祖父母から20歳以上の子、又は孫に対し財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。この制度を選択する場合には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日の間に一定の書類を添付した贈与税の申告書を提出する必要があります。

なお、この制度を選択するとその選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全てこの制度が適用され、毎年110万円の非課税枠がある「暦年課税」へ変更することはできません。

また、この制度の贈与者である父母又は祖父母が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額にこの制度を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）を加算して相続税額を計算します。

### メリット

- ① 2,500万円分の贈与税の非課税枠があるため、一度に多額の贈与をする場合は暦年課税制度より税金の総支払額を抑えることができる。
- ② 贈与財産は贈与時点の評価額をベースに課税されるので、値上がりが予想される不動産・株式等を事前に贈与すれば相続税を減らすことができる。

### 注意点

- ① 贈与財産は小規模宅地の特例を受けることができない。
- ② 暦年課税制度が有利な状況になっても暦年課税制度に変更できない。
- ③ 贈与財産の値下がりがあると、結果として増税になる。



相続時精算課税制度は場合によっては税負担が増える場合もありますので、制度の利用を検討している方は是非一度ご相談下さい。

## 事務所からのお知らせ

別紙に『ご加入生命保険の御確認』を同封致しました。生命保険の代理店をしておりますので生命保険のご相談を日頃より承っています。

この度、生命保険会社の料率改定がありましたので見直し等ございましたらお気軽にご相談下さい。

発行した事務所通信は順次ホームページに掲載しております。また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



濱田会計事務所  
〒670-0053  
兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13  
TEL : 079-229-9041  
Fax : 079-229-9049  
E-Mail : info@hamadakaikei.jp  
URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、  
相続のこと・・・  
一緒に考えましょう！

